

令和 4 年 第 12 回 農業委員会総会

日 時 令和 4 年 12 月 23 日 (金) 午後 3 時 00 分

場 所 糸 満 市 役 所 3 - C 会 議 室

農業委員

会長 国吉 真昭	代理 大本 秀子	1 番 大城 真由美	2 番 山城 学
3 番 久保田 政子	4 番 百次 成仁	5 番 杉本 雄靖	6 番 山城 弘美
7 番 長嶺 安浩	8 番 宮里 良淳	9 番 玉城 正智	10 番 金城 義幸

農地利用最適化推進委員

1 番 長嶺 栄	2 番 金城 正弘	3 番 長嶺 淳二	4 番 大城 久
5 番 賀数 宏	6 番 伊敷 幸隆	7 番 幸地 豊	8 番 我謝 久男
9 番 伊礼 幸清	10 番 新垣 芳隆	11 番 山城 隆次	12 番 山城 満
13 番 志茂 政安	14 番 安谷屋健治		

【欠席委員】

長嶺 安浩 大城 久 安谷屋 健治

【職務のために出席した職員】

大城 勝雄 国吉 孝 金城 伊作

【議事録署名人】

1 番 農業委員 大城 真由美 2 番 農業委員 山城 学

【議事日程】

- 日程第 1 議案第 53 号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について
- 日程第 2 議案第 54 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第 55 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第 56 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について
- 日程第 5 議案第 57 号 非農地証明願いについて

令和 4 年 第 12 回 総会 議事録

事務局	これより令和 4 年第 12 回の農業委員会の総会を始めさせていただきます。 それでは会長よろしくお願いします。
会長	【開会のあいさつ】 それでは令和 4 年第 12 回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人は 1 番農業委員大城真由美さん、2 番農業委員の山城学さんでお願いします。次回調査委員は、3 番農業委員の久保田政子さん、4 番農業員の百次成仁さん、13 番推進委員の志茂政安さんでお願いします。 【議事日程】 日程第 1 議案第 53 号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について (9 件) 日程第 2 議案第 54 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について (17 件) 日程第 3 議案第 55 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (5 件) 日程第 4 議案第 56 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について (1 件) 日程第 5 議案第 57 号 非農地証明願いについて (1 件) 【議題の審議】 それでは審議に入ります。議案第 53 号農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について事務局説明願います。
事務局	それでは、2 ページをお開き下さい。農業経営基盤強化法利用権設定について 4-52～4-60 まで読み上げて説明。
会長	只今の案件について、疑問質問があればよろしくお願いします。 質問等なければ、只今の案件可としてよろしいでしょうか？
委員	異議なし。

会長	只今の案件可とします。次に議案第 54 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。
事務局	それで 6 ページをお開き下さい。1 番は与座の 1 筆で売買による所有権移転であります。2 番は与座の 1 筆で売買による所有権移転であります。3 番は真栄平の 1 筆で贈与による所有権移転であります。4 番は大度の 1 筆で売買による所有権移転であります。5 番は南波平の 1 筆で売買による所有権移転であります。6 番は与座 1 筆で売買による所有権移転であります。7 番は真栄里の 1 筆で売買による所有権移転であります。8 番は大度の 1 筆と米須 1 筆で売買による所有権移転であります。9 番は座波の 2 筆で贈与による所有権移転であります。10 番は伊原の 1 筆で売買による所有権移転であります。11 番は真壁の 3 筆で売買による所有権移転であります。12 番は大度の 1 筆で贈与による所有権移転であります。13 番は束里の 1 筆で贈与による所有権移転であります。14 番と 15 番は関連します。受人が同一であります。14 番は福地の 1 筆で 20 年間の賃借権の設定であります。15 番は同じく福地の 1 筆で 20 年間の賃借権の設定であります。16 番は米須の 1 筆と大度の 5 筆で贈与による所有権移転であります。17 番は豊原の 3 筆で売買による所有権移転であります。3 条は以上です。
会長	只今の案件について疑問質問があればよろしくお願いします。
委員	4 番について、坪当たり 1,000 円となっているが、採掘跡のためなのか？
事務局	採掘跡なのかは分からないが、双方にて 1,000 円でよいとの事でした。
委員	12 番は贈与で間違いないか？
事務局	確認したところ、贈与に間違いないです。
会長	他になければ、只今の案件については、可としてよいでしょうか？
委員	異議なし。
会長	議案 54 号は可とします。次に議案第 55 号について説明願います。

事務局	11 ページをお開き下さい。1 番は座波の 2 筆で農地区分は第 2 種農地であり、ます売買による所有権移転で一般住宅への転用であります。2 番は米須の 1 筆で農地区分は第 1 種農地で分家住宅の建設で使用貸借権の設定であります。3 番は阿波根の 1 筆で農地区分は第 1 種農地で駐車場への転用で貸借権の設定であります。4 番は真栄里の 1 筆で農地区分は第 2 種農地で売買による所有権移転で家財・資材置場への転用であります。5 番は大度の 2 筆で農地区分は農振農用地であります。貸借権の設定で営農型太陽光発電の柱の部分の転用で今回 1 回目の更新であります。
会長	現地調査員の報告をお願いします。
委員	3 名にて現地を確認しましたので、報告します。13 ページをお開き下さい。申請地は周りを宅地に囲まれた第 2 種農地であるため、一般住宅への転用は問題無いものと判断しました。15 ページをお開き下さい。申請地は第 1 種農地であり、原則不許可であります。しかし、不許可の例外、集落接続に該当するため分家住宅への転用は問題無いものと判断しました。17 ページをお開き下さい。申請地は第 1 種農地であり、原則不許可であります。不許可の例外集落接続や敷地拡張に該当するため駐車場への転用は問題無いものと判断しました。19 ページをお開き下さい。申請地は宅地や雑種地に囲まれた第 2 種農地であるため、家財・資材置場への転用は問題無いものと判断しました。21 ページをご覧ください。申請地は農振農用地であり原則不許可であります。しかし、不許可の例外営農型太陽光発電への転用であるため問題無いものと判断しました。委員の皆さんの意見ををお願いします。以上です。
会長	只今の案件について、疑問質問等があればよろしくお願いします。
委員	2 番について、分家住宅について説明願います。
事務局	農地法には分家とは無いが、都市計画法の中に市街化調整区域の中に色々条件がありまして、分家の場合には出来ますよとかありまして、分家とは 3 親等の血族の場合に建てられる区域等があります。今回この区域に申請しているので分家住宅と表記しております。
委員	5 番について、太陽光の下ですか？
事務局	今回一時転用で 3 年間です。今回 2 回目の延長の為に申請しております。

	太陽光の下で牧草を植えてヤギを飼っています。県へ報告する義務があるので認められているので成功しているのではないかと。琉大農学部先生からの意見書も添付されている。
会長	他にありませんか？質問なければ只今の案件可としてよいでしょうか？
事務局	異議なし。
会長	只今の案件は可とします。次に議案第 56 号について、事務局説明願います。
事務局	32 ページをお開き下さい。農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について、読み上げて説明。
会長	只今の案件について、同意としてよいでしょうか？
委員	異議なし。
会長	議案第 56 号は同意とします。次に議案第 57 号 非農地証明願いについて、事務局説明をお願いします。
事務局	25 ページをお開き下さい。非農地証明について 1 件あります。所在地は賀数の 1 筆で面積が 36 m ² で土地収用され、現状は公衆用道路であります。
会長	現地調査員の報告をお願いします。
委員	26 ページをお開き下さい。現状は市道の一部であるため非農地証明を許可しても何ら問題は無いものと判断しました。
会長	只今の案件について、疑問質問があればよろしく願います。 他に質問なければ、只今の案件可としてよいでしょうか？
委員	異議なし。
会長	議案第 57 号は可とします。 以上で本日の総会を終了いたします。

議事録署名人

1 番 農業委員 大城 真由美

2 番 農業委員 山口 孝